

「BDS 株を利用して生産されたL-セリン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成24年1月19日～平成24年2月17日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 8通
4. 御意見・情報の概要及び遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	遺伝子組み換え反対！	<p>食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会では、科学的知見に基づき遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価を行っております。</p> <p>本添加物は、ご指摘のような安全性審査を受けていない遺伝子組換え微生物を利用して製造した添加物ではありませんが、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、安全性が確認されたと判断しました。</p> <p>いただいたご意見については、リスク管理機関にお伝えします。</p>
2	<p>厚生労働省など管轄当局は、未承認添加物の輸入販売業者キリン協和フーズ社の報告により、はじめて違法流通が判明するなど、違法食品の流通に対するチェックの対応面で、追いつくことが出来ずにいます。</p> <p>こうした不手際を、管轄当局は、安全審査の手続きを開始して、いそぎ承認化をはかる事で、問題を処理しようとしています。</p> <p>「安全性に問題があるとの情報は、今のところ未だ無い」という発言は、事故に対する未然の予防を放棄している事の、裏返しではないでしょうか。</p> <p>民間業者からの報告で、はじめて判明するような状態だとすれば、グローバル化と競争が、ますます激しくなっていくとすれば、業者の国民の安全性意識は、ますます希薄になります。</p> <p>安全の危険性が未知数である＜微生物利用の遺伝子組み換え食品添加物＞の早急な承認は、未承認（違法）の＜微生物利用の遺伝子</p>	<p>食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会では、科学的知見に基づき遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価を行っております。</p> <p>本添加物は、ご指摘のような安全性審査を受けていない遺伝子組換え微生物を利用して製造した添加物ではありませんが、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、安全性が確認されたと判断しました。</p> <p>いただいたご意見については、リスク管理機関にお伝えします。</p>

	<p>組み換え食品>の流通への、管轄当局の対応不足の咎めを逃れるための、本来あるべき責任の放棄であります。</p> <p>そうした行政責任の回避の態度が窺える事もあり、</p> <p><遺伝子組み換え 微生物による添加物・L-セリン>の承認化に反対します。</p>	
3	<p>厚生労働省など管轄当局は、安全審査を受けていない遺伝子組み換え微生物を使って製造した添加物の流通を、その輸入販売業者キリン協和フーズ社の報告で初めて判明するなど、違法食品の流通に対するチェックの対応面で追いつくことが出来ずにいます。</p> <p>こうした不手際を、いそぎ承認化をはかる事で、管轄当局は問題を処理しようとしています。</p> <p>日本政府の政策によるデフレとグローバル化情勢のなかの”熾烈な価格競争”のせいで、産地偽装や偽装食品など、様々なモラル・ハザードが物語るように、競争で追い詰められる業者は、存続のために、消費者の安全を度外視するようになっています。</p> <p>”危険性が未知数”の違法遺伝子組み換え食品添加物類の流通に対応できていない事を穴埋めする、早急な承認化という欺瞞は、国民の生存権の保障に努めなければならない政府の、日本国憲法第二十五条憲法に反し、そして管轄当局の対応不足の咎めを逃れるための、本来あるべき責任の放棄であります。</p> <p>遺伝子組み換え 微生物による添加物・遺伝子組み換え 微生物による添加物・L-セリンの承認化に</p>	

	<p>反対します。 (同一意見他 3 通)</p>	
<p>4</p>	<p>国民の安全を確保するために、承認・非承認があるにもかかわらず、その危険性が未知数である<遺伝子組み換え食品添加物>を、承認化させてしまって、違法遺伝子組み換え食品添加物類の「流通」に対応できていない事を穴埋めする欺瞞は、国民の生存権の保障に努めなければならない政府の、憲法に反する態度であります。しかも「安全性に問題があるとの情報は、今のところ未だ無い」という発言は、事故に対する未然の予防を放棄している事の、裏返しではないでしょうか。日本政府による政策のせいで産地偽装や偽装食品など、様々なモラル・ハザード発覚や発生が物語るように、競争で追い詰められる業者は存続のために、消費者の安全を度外視するようになっていきます。安全の危険性が未知数である<微生物利用の遺伝子組み換え食品添加物>の早急な承認は、未承認（違法）の<微生物利用の遺伝子組み換え食品>の流通への、管轄当局の対応不足の咎めを逃れるための、本来あるべき責任の放棄であります。そうした行政責任の回避の態度が窺（うかが）える事もあり、遺伝子組み換え 微生物による添加物・L-セリン>あ・・・承認化に、反対します。</p>	

5	<p>今回相次いで遺伝子組み換え食品添加物の違法流通が明るみに出ましたが、いずれも企業からの報告がなければ、そのまま流通していたと思われます。国にチェック能力がなく、企業からの報告頼みというのが現実です。しかも、違法流通が確認されても、添加物そのものや食品の回収を行ったのは、3年間でわずか0.6トンしか輸入されていない「キシラナーゼ」だけでした。しかも、販売された量が少ないため、パンの流通に影響はない、というコメントまで付け加えています。さらに問題なのは、安全審査の手続きを開始し、承認を急ぐことで問題を処理しようとしています。これは本末転倒といえます。優先すべきは国のチェック能力を上げることであり、承認を急ぐことではありません。</p>	
---	--	--